

9月定例教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年9月25日(水)14時56分～16時55分
- 2 開催場所 武雄市役所 6階委員会室
- 3 出席者名 教育長：浦郷教育長
教育委員：一ノ瀬教育長職務代理者、副島委員、大庭委員、馬場委員、松尾委員、田中委員、大渡委員、堀田委員
事務局：松尾こども教育部長、牟田こども教育部理事、弦巻こども未来課長、野田こども未来課参事、竹内学校教育課長、百合学校教育課参事、諸岡新たな学校づくり推進室長、山北生涯学習課長、野口文化課長、溝上図書館・歴史資料館長、杉原教育総務課課長代理、こども未来課こども政策係長、森学校教育課指導主事
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【大庭委員を指名】
- 7 前回会議録の承認 令和元年8月定例教育委員会会議録
- 8 教育長の報告
 - 1 豪雨災害対応について 8月28日(水)以降 緊急体制での対応 継続中
【学校教育】
 - ① 市内児童生徒の家屋の状況(9月19日現在)
床上浸水124件 床上延べ人数159人
武雄小(1) 御船が丘小(1) 朝日小(24) 橘小(4) 武雄中(19)
北方小(53) 北方中(22) 計124件
床下浸水107件 床下延べ人数135人
 - ② 教科書・副教材の補給
教科書 小中6校 149冊 副教材 小中5校 101冊
 - ③ スクールカウンセラーの派遣 朝日・橘・北方小中に派遣(大幅増員)
 - ④ 施設・設備等 橘小学校送水ポンプ水没、朝日小グラウンド真砂土流出【生涯学習】 北方公民館機械室水没、自治公民館(床上浸水など)
【文化財】 おつぼ山神籠石(土砂崩れ)、桑原家住宅、鏑谷窯跡、志久七囃子浮立
【こども教育部】
公民館・学校・保健センターなど避難所運営(最高で9月2日 117世帯 250名)
交代で平均7～8回勤務
公民館職員や保健センター職員への負担増
ゴミ集積所の作業、消毒などにも派遣

【教職員】 床上浸水 11 名 床下浸水 9 名 自家用車水没 14 件

※たくさんの支援をいただいております。全市的な復旧には当分かかりそうですが。

2 国・県・西部地区・杵西地区の動向

- (1) 教科用図書採択終了（令和 2 年度 中学校）（令和 2～5 年度 小学校）
- (2) 採用試験、管理職試験等について

3 その他

- (1) 8 月 23 日 たけおのこども会議
- (2) 浮立奉納
- (3) 『ペコロスの母に会いに行く』

9 月 28 日（土） 12 時 30 分開場 13 時開演 文化会館大ホール

- (4) 高濱正伸氏講演会「メシが食える大人」に育てる

10 月 17 日（木） 19 時 文化会館ミーティングホール

9 議 事

(1) 提出議案

- 第 12 号議案 令和元年度武雄市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
- 第 13 号議案 武雄市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 第 14 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則
- 第 15 号議案 武雄市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する細則
- 第 16 号議案 武雄市特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱の一部を改正する要綱
- 第 17 号議案 武雄市特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱
- 第 18 号議案 令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る保育料の減免基準を定める要綱
- 第 19 号議案 武雄市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 第 20 号議案 武雄市部活動指導員の任用等に関する要綱の一部を改正する要綱
- 第 21 号議案 武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会設置要綱
- 第 22 号議案 武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る放課後児童クラブ利用料の減免基準を定める要綱
- 第 23 号議案 武雄市自治公民館建築費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第 24 号議案 武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る自治公民館等に対する災害見舞金の基準を定める要綱
- 第 25 号議案 武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る重要無形民俗文化財保存事業補助金交付要綱

(2)協議事項

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取
(9月19日専決処分、令和元年9月臨時議会)

(3)報告事項

- ①令和元年度「武雄市の教育」について
- ②令和元年度 武雄市教育委員会点検評価報告書について
- ③令和元年度 全国学力・学習状況調査について
- ④キッズウィークについて
- ⑤図書館の選書について

10 各課等からの報告

11 次回開催日程について

【令和元年10月24日(木)15時～武雄市役所4階会議室】

12 その他

13 閉会

14 会議録

午後2時56分 開会

○教育長職務代理者

まだ3時になっておりませんが、おそろいのようなので、今日は非常に議題が多いので、早速始めたいと思います。

皆さんこんにちは。先月の28日からの大雨で、本当に皆様方大変だったと思います。学校も後半が始まった早々、大変だったと思います。いろんな行事が中止になったりとかあったと思いますけど、また、教育長さんにおかれましては、退院早々本当に大変だったと思います。まだ復興まではいろいろ大変だと思いますけれども、一日も早い復興ができますように、皆様よろしくお願いいたしたいと思います。どうもいろいろお疲れさまです。

今日は議題がたくさんあるなと思って見ておりましたけれども、今日また4つ追加になっておりますので、できるだけスムーズにいきますように御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

前回の議事録の承認ですけれども、先日送ってまいりました。皆様ご覧になられたと思いますけれども、何か訂正するところがありましたらお願いいたします。よろしいですか〔「はい」と声あり〕。

じゃ、そのまま承認ということでお願いいたします。

それでは、4番目の教育長の報告です。よろしくお願いいたします。

○教育長

皆さんこんにちは。今日はいろんな議題がずっと追加してありますので、早速話していきたいと思います。

8月28日の水害が非常に大きなことでありまして、その対応というの、今日の議題にも出てきますけれども、初めての対応というのが幾らか出てくるわけですね。そういう中では、この委員会でいろんな意見を聞かせていただいて、うまく乗り切ることができるようにお願いをいたしたいと思っております。

その被害ですけれども、学校教育に関しては、子どもたちに関係することで、児童・生徒の家庭で床上浸水が124件と、床下浸水が107件ということで、そうしますと、住めないわけがありますので、避難所に非常に多くの方が避難されたわけがあります。現在も小・中学生6名が避難所から通っているという状況でございます。床上浸水がかなり多くあったということで、教科書とか副教材の補給というのを学用品まで含めて極力早く対応してもらって、教科書が小・中6校で149冊ほど準備することになりました。副教材、資料集とか、そういうのが小・中5校で101冊ということで対応してきたところであります。

それから、当然これだけのことになると子どもたちには非常に精神的なショックを受けるわけでありまして、スクールカウンセラーの派遣を朝日小、橘小、北方小中に大幅に増員して派遣をしてきたところであります。

それから、設備面でもいろいろありましたけれども、橘小学校の送水ポンプとか、朝日小のグラウンドの真砂土の流出とか、いろんな面で施設面でも影響が出ております。

ただ、どこでも言ってきたんですけれども、やっぱり子どもたちが登校し始める、学校が再開するという事は非常に周囲に対しても安心感を与えるわけでありまして、復興の一つのポイントであろうと思っているわけです。そういう中で、該当校は非常に御苦労していただきまして、避難所にもなったりしましたものですから、土日なしで対応してもらったというのが現状でございます。大変感謝をしているところであります。

生涯学習関係では、北方公民館の機械室が地下にあることから水没いたしまして、メインのホールがちょっと使えない状況にあります。ほかの自治公民館でも床上浸水等が出ておりまして、これは後ほど議題ともなっております。よろしくお願ひしたいと思います。

文化財につきましても、おつぼ山神籠石で土砂崩れであったり、あるいは朝日の桑原家住宅が浸水、それから、武内の錆谷窯跡とか、志久の七囃子浮立とか、道具類の影響が出ております。

それから、こども教育部の部長以下面々おられるわけですがけれども、公民館と学校、保健センター全て避難所になったわけで、最高で9月2日の朝方で117世帯250名の方が避難所で過ごされる状況であったわけです。それを8時間交代で職員がずっと対応するわけですがけれども、現在のところ平均して七、八回はそういう当番で避難所の運営に当たってきたというところなんです。

こども教育部が公民館とか学校を有しているわけで、どうしても避難所の仕事が振り当てら

れる、半分当然のことかとも思うんですが、そうすると、やはり場所のなれた者がいたほうがいいというところもあるわけで、どうしても出てもらう機会が多くなっているということで、特に公民館とか保健センターの皆さんには非常に負担をかけてきているところです。現在もまだ避難者がいらっしゃるという状況でございます。

それから、ごみ集積所を見られたと思いますけれども、膨大なごみでありまして、そういうところの作業とか消毒などにも派遣してきたところであります。大変頑張ってくれております。

それからまた、教職員でも床上浸水が 11 名ほどいらっしゃいます。床下も 9 名いるようです。自家用車が 14 件ほど水没してしまったと、大変な状況だったわけです。

ずっと過ごしてきまして、これまででいろんな面で支援をいただけてきました。内外、物心両面においてですね。全市的な復旧というのは長くかかるとは思いますけれども、見られた方もいらっしゃると思いますが、この間、佐賀新聞に小野さんが書いておられまして、小野さんは武雄市出身なわけですが、「まちは支え合いであふれた。うちも浸水したが、もっと大変な人もいる。3日間全商品を無料提供してくれたパン屋さん、レンタカーを無償提供し、ボランティアにガソリン満タン券をプレゼントしたガソリンスタンド、支援は特別なものではなく、当たり前になった。何かが変わったと思う。優しさがしみた人、人や地域のつながりを再確認した人、続々と来てくれるボランティアに心動かされた人、最後はそんな思いを何か形にできないだろうか」という提案になっているんですが、やはり大きなことであつたがゆえに、子どもたちにとっても私どもにとってもやっぱり学ぶ材料にして、それを生かして今後の防災対策にも活かすという思いで進めること、これは教育に関しての非常に大きな仕事かなと思っております。

水害関係はそれくらいにしまして、教科用図書の採択を終えていただきまして、今年度は来年度だけ使う中学校の教科書と来年度から使う小学校の教科書を採択したわけでありましてけれども、以前と比べまして非常に教科書への関心が高くありまして、どういう理由で、どういう経緯で決まったのかということを開示請求が出ているというのが毎回の状況であります。きちんと審議していただいて決定したわけでありまして、大変これはありがたく思っております。

それから、採用試験というのが時々新聞をにぎわしておりますが、最近、先生になる人気が少なく非常に率が下がっており、ちょっと寂しいところです。来年度の採用試験もあつているわけですが、できるだけ先生になりたい人を増やしていくということが大事だと思っております。

それから、管理職試験の方法がずっと変わっておりまして、今回は管理職の1次試験は書類選考ですということ、正式には2次選考から管理職試験もそういうふうに変ってきているということです。

そのほか、たけおのこども会議を8月23日にいたしまして、非常に子どもたちのユニークな発想が聞けました。また、この時期、浮立の奉納、子どもたちが非常に地域で活躍してくれているという様子を見ることができました。特に今年度は町民運動会を中止という地域が多

かったので、その元気な地域を見せてもらったように思っております。

それから、「ペコロスの母に会いに行く」というのが今度ございます。すばらしい舞台でありますので、御都合がつかれたら見ていただきたいと思います。

それから、花まる学習会の高濱正伸代表の講演会が10月17日にある予定であります。

そういうことで、今後もよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

何かお聞きになりたいことがありましたらお願いいたします。よろしいですか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、特にないようですので、こども教育部長からの報告をお願いしたいと思います。

○こども教育部長

それでは、私のほうからですけれども、お手元に、先ほど教育長からも今回の豪雨災害の状況報告がありましたけれども、武雄市全体の被害の状況の資料を配付しているかと思っております。

これは午前9時時点で毎日更新をされている武雄市の災害の状況です。資料はよろしいでしょうか。

ここの資料1ページには、今回の災害対応の経過、下のほうには避難所、住民の避難状況、一番下が人的被害の状況等を示しております。

ページ開いていただきまして、上のほうが今回市全体の床上、床下の浸水の状況ということになっております。

以下、それぞれの災害の状況等をここで掲載しておりますけれども、以下については省略をさせていただきます。後でご覧いただければと思います。

そのほか、私のほうからの報告3件ございます。

まず第1点が、先ほどありました避難所です。北方の保健センターが現在、指定避難所とされております。この保健センターは、子育て総合支援センターと併設という施設であります。避難所であるため、子育て総合支援センターの事業については、この間、休館という形をとらせていただいておりますけれども、9月11日からは山内の保健センターで一部事業を実施しております。

2点目は、この間、9月の定例議会が開催されております。9月2日に開会、今回の議会については、一般質問は災害対応優先のため中止となっております。その後、議案審議、委員会等を経まして、12日に討論・採決、閉会という日程となっております。

こども教育部として提案しました議案、10月からの保育料の無償化に伴う条例改正及び補正予算等について提案をしておりましたけれども、原案どおり可決をされております。

それと3点目ですけれども、今回の豪雨に伴う災害の緊急対応の補正予算として、議会ではなく、市長の専決処分によって、先週19日に専決処分が下されております。補正予算額につ

いては全体で約 21 億円。

こども教育部関連の予算といたしましては、今日また後で詳細は御報告をいたしますけれども、先ほど教育長からもありましたように、豪雨によって毀損した教科書、副教材、学用品の補給に要する経費、橘小学校、朝日小学校、北方公民館における施設災害復旧工事に要する経費等を専決処分で計上いたしております。

また、今後になりますけれども、今週、あさって金曜日、臨時議会が予定をされておりますけれども、今後の新たな補正予算として、被災された世帯に対する保育料の減免措置、あるいは床上、床下浸水した自治公民館への災害見舞金の給付等について提案をしていきたいと考えております。

詳細については、本日、追加した議案の中で内容については御説明をいたします。

私のほうは以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

何かお聞きになりたいことはありますか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、ないようですので、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事のほうですけれども、12 号議案と 13 号議案が内容的には一緒ですので、これはあわせて 12 号議案と 13 号議案、それから、14 号から 17 号まで、18 号までありますけれども、18 号は差しかえが出ております。とりあえず 14 号から 17 号、その後は 1 つずつ行きまして、その後、18 号議案と、それから、追加という順番で行きたいと思います。

それでは、早速 12 号議案の令和元年度武雄市教育委員会表彰の被表彰者の決定について説明をお願いいたします。はい、お願いいたします。

○教育総務課課長代理

すみません。12 号議案の説明の前に、先ほどの 2 番の議事録署名人の指名なんですけれども、今回は大庭委員さんをお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか〔「はい」と声あり〕。よろしく申し上げます。

それでは、早速第 12 号議案の説明に入りたいと思います。

毎年 11 月 3 日、文化の日にあわせて市の表彰と教育委員会の表彰を行っております。今回、教育委員会からは、2 ページのほうなんですけれども、15 名の方を上げさせていただいております。この方たちは、3 ページの表彰規則とか、今日お手元にお配りしております取り扱い注意の印が押さったものがありますでしょうか。こちらのほうに被表彰者の選考基準というものがあまして、この基準に見合った方の 15 名を上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

これにあわせまして、第 13 号議案のほうなんですけれども、武雄市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則でございます。スポーツ課のほうが今年度から市長部局に移りましたので、スポーツ課長の文言をこの規則の中に追加したいというところで提案させていただきます。よ

ろしく申し上げます。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

11月3日の表彰式のときの表彰者ですけれども、ここに書いてあります方々が表彰されるということです。

2ページの下から2行目ですね、「令和25年」と書いてありますが、これは「平成25年」の間違いです〔「失礼いたしました」と声あり〕。訂正のほうをお願いいたします。

何か御質問等ありましたらお願いいたします〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

それから、13号議案ですけれども、社会体育部門の表彰具申者をスポーツ課長を追加したということです。これについても特に問題ないと思いますけど、よろしいでしょうか。〔「異議なし」と声あり〕

ありがとうございました。賛成ということで可決されました。よろしくをお願いいたします。

それでは、14号議案の武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則、それが6ページですね。その後、15号議案 武雄市子ども・子育て支援施設、これは「規則」と書いてありますが、「細則」です。後のほうを見てもらうと、細則の一部を改正する細則となっておりますので、「規則」じゃなくて、「細則」になります。15号議案のところですね。

それから、16号議案の武雄市特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱の一部を改正する要綱、それから、17号議案の武雄市特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱、この4つについての説明をお願いいたします。はい、子ども未来課長。

○子ども未来課長

それでは、第14号議案、ページが6ページとなります。武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則について説明をいたします。

10月より幼児教育・保育の無償化を実施するに当たりまして、9月議会におきましては、武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行っているところでございます。

本規則につきましては、無償化となる保育料について規則改正を行うものでございますけれども、まず、条文中、用語の改正がございます。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行によりまして、現行の子どものための教育・保育給付制度に加え、認可外保育施設等における利用料の無償化につきまして、子育てのための施設等利用給付制度が新設をされております。本文中に定められる用語につきまして、支給認定という言葉がございますけれども、こちらにつきましては、教育・保育給付認定のほうに改正をされております。

また、認可外幼稚園の一時預かり等の事業に該当する子育てのための施設等利用給付については、第 15 号議案の細則のほうにおきまして、申請手続等における書式等を定めたいと考えております。

保育料につきましてでございますけれども、13 ページ、別記の表になっておりますけれども、この分は削除。削除ということは無償化をされるということでございまして、こちらにつきましては、1 号、幼稚園、認定こども園の教育部の保育料でございました。こちらのほうは無償化をされるので、現行の分は削除したいということでございます。

下の別記 2 の改正案のほうでございますけれども、こちらにつきましては、今回、無償化となりますのは 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちですね、保育の部分でございますけれども。それから、0 から 2 歳の 3 号認定につきましては、従来、非課税世帯を除いて有償ということになっておりますので、こちらの改正案のほうには 3 号認定、0、1、2 歳の保育標準時間認定と保育短時間認定のほうで整理をしているところでございます。この中で変更点といえば、改正案の 13 ページの下のほうの第 2 階層のところの非課税世帯の子どもさんですね、ひとり親世帯等、ひとり親世帯等以外の世帯ということで、こちらのほうが新たに無償化の対象となったところになっておりますので、変更させていただいております。

したがいまして、14 ページから 17 ページまでの現行のこの保育料の階層の表につきましては、削除といったところでお願いしたいと思っております。

引き続きまして、第 15 号議案、18 ページからになります。こちらにつきましては、武雄市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する細則でございます。

先ほど用語の改正について説明をいたしましたけれども、現行の子どものための教育・保育給付制度に加え、新たに認可外保育施設等の利用料の無償化に係る制度、子育てのための施設等利用給付制度となります。本細則におきましても、施設等利用給付制度につきましては、第 3 章のほうに章分けをいたしまして追加させていただいております。第 1 章、第 2 章の教育・保育給付認定におきましては、国の子ども・子育て支援法施行規則の引用条文の改正に伴うものでございます。

19 ページの第 3 章になりますけれども、施設等利用給付の認定等におきまして、認定に伴う申請、それから、変更申請に関しましては、20 ページの様式 7 号、21 ページの様式 8 号を定めたいと考えております。様式 7 号は、新制度の未移行園、新制度の未移行園というのは、現在、給付制度を利用せず、保育料と私学助成等で経営をされている幼稚園等といったところで理解していただければと思います。それから、国立大学の附属幼稚園、それから、特別支援学校幼稚部の保育料の際に申請に利用をしていただくこととなります。

次ページの様式第 8 号につきましては、幼稚園、認定こども園の 1 号認定の預かり事業、認可外保育所、また、病児保育事業、ファミリーサポート事業の利用申請となります。いずれも保育の必要性が認められる場合でございまして、様式の第 9 号によりまして認定通知を行います。

第 10 条の支給認定の有効期間におきまして、ここで書いておりますけれども、就労以外に求職の活動の場合でございます。その場合、90 日を限度といたしまして定めているといったところで、これは従来のままでございます。同条 2 項におきましては、そのほかの事由、育休中の方であって、在園児の場合をこういった施設で利用される場合の期間として別に定めるといったところでございます。

それから、第 11 条につきましては、認定内容の変更に伴う手続、あわせまして、24 ページの様式第 10 号を定めたいと考えております。

次の第 12 条におきましては、施設等利用給付制度の対象となる施設におきましては、25 ページから 33 ページまでの確認申請書を事業実施前に提出していただくことになりまして、内容等につきましては、市が施設の事業内容の確認を行うこととなります。

以上が第 15 号議案でございます。

続きまして、34 ページの第 16 号議案になります。16 号議案 武雄市特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱の一部を改正する要綱について説明をいたします。

実費徴収に係る補足給付事業とは、幼稚園、保育園、認定こども園、それから、地域型保育事業で使用をいたします日用品とか文房具等の購入に要する費用、また、遠足とか修学旅行とかの行事に参加する費用について、市の定める利用者負担額、保育料とは別に、各施設等が実費徴収を行っていらっしゃる。この実費徴収の分の対象につきましては、生活保護世帯等の利用者負担額の第 1 階層と言われておりますけれども、こちらの方の費用の一部を給付する事業でございます。現行の要綱では、第 3 条にありますように、副食材料費につきましては、住民税所得割合の合算額が 7 万 7,101 円未満の世帯については食事に要する費用が免除されますので、改正を行うものでございます。したがって、1 人当たりの限度額は月額 2,500 円となっております。

様式につきましては、これまでの副食費に関する記載事項を削除して整理しているところでございます。

次に、42 ページの第 17 号でございます。今回、新たに定める分でございます。こちらにつきましては、武雄市特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱でございます。

制度の対象となる施設は、新制度に移行していない幼稚園、認定こども園といったところになります。

支給対象者につきましては、施設等利用給付認定を受けていただくこととなりますけれども、副食費の補足給付について、第 2 条のア、市町村民税所得割額の合算額が 7 万 7,101 円未満の世帯及びイの小学校 3 年生までの子どもを第 1 子としてカウントした場合、3 人目以降の子どもさんにつきましては、ここがございます、第 3 条にもありますように、1 人当たりの副食費相当分として月額 4,500 円を給付するものでございます。

以上、12 条から 17 条まで申し上げましたけれども、こちらにつきまして御審議いただきま

すようお願いいたします。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

ただいま 14 号議案から 17 号議案まで説明していただきました。

今回、無償化に伴う規則の変更ということで、それに伴って文言の変更とか、あるいは申請書の問題とか、そういうものについて説明していただきましたけれども、まず、14 号議案で何かお聞きになりたいことがありましたらお願いいたします〔「なし」と声あり〕。

特にないようでしたら、これはよろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

じゃ、14 号議案は可決ということでお願いいたします。

次、15 号議案ですけれども、18 ページからですね。これにつきまして何かありましたらお願いします。はい、お願いします。

○A 委員

20 ページあたりから子育てのための申請書というのが今回出ているんですけれども、ここで、個人番号、マイナンバーを記入するようになっているんですけれども、ほかのとはちょっとなかったなと思ったんですけれども、この申請書では、これは必須ということで記入になっているのでしょうか。

○教育長職務代理人

はい、こども未来課長お願いします。

○こども未来課長

今現在、保育のほうでも個人番号のほうは御記入をいただいております。その際、この御記入をいただくのは税額を確認するために利用させていただいております、そちらのほうの同意もいただいております。

また、市内のお子さんが市外の施設を利用される、そういった場合に、相手方の市町村もそちらのナンバーを利用して税額等の確認を行うことができると、しなければならないといったところで御記入のほうをお願いしております。

○A 委員

ということは、マイナンバーについてはもう全員持つてある、これは前提なんですか。

○こども未来課長

はい、皆さん御記入をしていただいております。

○教育長職務代理人

よろしいですか。

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

ないようでしたら、15 号議案も可決ということでよろしいですか。はい、お願いします。

B 委員さん。

○B 委員

20 ページのところなんですけど、これは子どものための教育・保育給付の対象でない私立の幼稚園などを利用するときに、個人とか親御さんが申請するというものでいいでしょうか。

○教育長職務代理人

はい、こども未来課長。

○こども未来課長

ここに上げる施設になりましては、主に認可外保育施設ですね、新制度に移行していない、市内にはございませんけれども、市内の方が市外に通っていらっしゃる幼稚園等では2園ほどございます。

それからまた、幼稚園の一時預かり事業ですね、夏休みとか長期休暇等ございますので、そちらのときに預かりを利用される、そういったところが主だった利用になるかと思えますけれども、その対象の方は全て提出していただくといったところになります。

○B委員

そうすると、申請をすれば、給付対象でないところでも同じように無償化の対象みたいになるということですか。

○教育長職務代理人

はい、こども未来課長。

○こども未来課長

こちらを出していただくのは、保育の必要性があるかないかといったところを認定していただきまして、それに伴いまして、子どもたちの利用料が無償化をされますけれども、幼稚園の預かりの場合はですよ、保育料のほかに利用日数に応じまして月額最大で1万1,300円までが無償化をされます。認可外保育所の方につきましては、3万7,000円までが無償化の範囲となりまして、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちにつきましては、月額4万2,000円までの利用料が無料になります。基本的に3歳から5歳までの子どもたちが3万7,000円まででございます。もし認可外保育所が3万5,000円だとしたら、あと2,000円は病児保育事業であるとか、一時預かり事業であるとか、保育の必要性の認定を受けていただきましたら、その範囲内で無償となります。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

ほかはないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

そしたら、15号議案は可決ということでよろしいですかね〔「異議なし」と声あり〕。

それでは、16号議案です。34ページから41ページのところですけれども、これに関しまして何か御意見等ありましたらお願いいたします。はい、C委員さん。

○C委員

素朴な質問で済みません。1人当たり月額2,500円というのは妥当なんでしょうか。

○教育長職務代理人

はい、こども未来課長。

○こども未来課長

こちらのほうは国のほうで決められている金額でございますので、2,500円といったところが全国的な経営調査等を行っての平均額でございますので、それに足りない場合もあるかと思えますけれども、2,500円の対象となる分につきましては、日用品、文房具であったりとか、バッグであったりとか、あと送迎費等が対象ということになります。

○C委員

ありがとうございます。

○教育長職務代理者

ほかにないでしょうか。

そしたら、16号議案も可決ということによろしいですか。はい、B委員。

○B委員

細かい質問で申しわけないんですけど、34ページの現行と改正案のほうで、現行のほうは給付の対象費用等で、改正のほうは支給の対象費用等で、給付と支給の違いがここでちょっとよくわからなかったもので、すみません。

○教育長職務代理者

こども未来課長。

○こども未来課長

これに関しまして、第2条のほうは支給の対象者となっておりますので、その対象の費用につきましても支給に合わせるということで、文言の改正ということで御理解いただければと思います。

○教育長職務代理者

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

特にないようですので、第16号議案も可決ということによろしく願いいたします。

それでは、第17号議案です。何か御質問等ありましたらお願いいたします。49ページまでですね〔「なし」と声あり〕。

よろしいですか〔「異議なし」と声あり〕。

それでは、第17号議案も可決ということでお願いいたします。

第14号議案から第17号議案まで全て可決です。

それでは、次の第19号議案 武雄市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱ということで、こども未来課参事お願いいたします。

○こども未来課参事

52ページをお願いいたします。

武雄市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱ということですが、提案理由といたしましては、先ほど無償化の分で説明があっている分に関係しますが、幼児教

育・保育の無償化に伴う様式の変更というところで上げさせていただいております。

無償化に該当する方がファミリーサポートを利用され、還付請求をする際に必要な様式が示されているものに改正するものです。

内容としましては、第9条の様式4号を改正することにしておりまして、53ページのほうに改正の内容を載せております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

これにつきまして何か御質問等ありますでしょうか〔「なし」と声あり〕。

よろしいですかね〔「異議なし」と声あり〕。

じゃ、第19号議案はこのとおり可決ということでお願いいたします。

次は、第20号議案です。54ページです。

武雄市部活動指導員の任用等に関する要綱の一部を改正する要綱ということで説明をお願いいたします。

○学校教育課長

すみません、まず、訂正をお願いします。

本文2行目ですけれども、「次のように改正したので、」となっておりますが、「改正したい」と「い」が抜けておりました。「改正したいので、」ということでお願いいたします。訂正します。大変申しわけございません。

では、第20号議案について説明します。

武雄市部活動指導員の任用等に関する要綱の一部を改正したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、地方公務員法第16条第1号の欠格条項が削除されることに伴い号ずれが生じたため、改正をするものです。

これは令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、各種法律の資格、職種、業務等における欠格条項等が見直され、地方公務員法第16条第1号が削除されることとなりました。

施行期日は、公布日から起算して六月を経過した日となっていることから、令和元年12月14日としています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

これは号ずれによって生じたものということです。何か御質問等ありましたらお願いいたし

ます〔「なし」と声あり〕。

特になしということですので、第 20 号議案もこれで可決ということをお願いいたします。

次、第 21 号議案です。武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会設置要綱というこ
とで説明をお願いいたします。

○文化課長

第 21 号議案について御説明をいたします。

提案理由といたしまして、56 ページをごらんください。

文化財保護法の一部改正が平成 31 年 4 月 1 日に施行され、新たに制度化された重要文化財
の保存活用計画を策定するため、委員会を設置するものです。

武雄市においては、武雄鍋島家洋学関係資料が平成 26 年に 2,224 点が国の重要文化財に一
括指定され、文書、記録類、和書、訳書類、図面類など幅広い内容となっております。この資
料を計画的に保存、活用するため、計画を策定するものです。

55 ページをお願いいたします。

委員会は学識を有する者など 5 人以内で組織し、任期は計画策定までとしております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

復唱は避けますけれども、これにつきまして何か御質問等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

これにつきましてよろしいですか〔「異議なし」と声あり〕。

異議なしということですので、このとおり可決ということになります。どうもありがとうご
ざいました。

次、差しかえのあった分ですね、第 18 号議案のほうに戻ります。

第 18 号議案の武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る保育料の減免基準を
定める要綱ということですので、差しかえのあった分をご覧ください。こども未来課長お願いしま
す。

○こども未来課長

それでは、追加議案の差しかえのほうの 1 ページ目となります。

第 18 号議案 武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る保育料の減免基準を
定める要綱について説明をいたします。

こちらにつきましては、武雄市特定教育・保育等施設及び特定地域型保育事業の保育規則に
関する規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定をしております保育料の減免につきまして、先月の豪雨
により甚大な被害を受けた世帯の保育料に関して、減免基準を定めたものでございます。

第 2 条、減免対象要件でございますけれども、保育料を負担する扶養義務者の住家が床上浸
水以上の被害を受けた方となります。

被害の程度の判定につきましては、罹災証明書の判定基準を適用する予定です。

減免額及び減免期間ですけれども、別表のとおり、1の全壊、2の大規模半壊の場合は全額免除、3の半壊、4の床上浸水の場合は5割の減額といったところをお願いをするわけでございますけれども、一例をとりまして、木造とプレハブの一戸建てといったところで、罹災証明のですね、罹災被害の判定基準といたしましては、全壊が流失ですね、家が流された、または床上1.8メートル以上の浸水、こちらが全壊と。それから、床上1メートル以上1.8メートル未満の浸水が大規模半壊といったところになります。半壊につきましては、床上1メートル未満の浸水といったところになりまして、その床上浸水の場合は5割の減額といったところになっております。こちらにつきましては、実際、罹災証明の申請をしていただいて、現地を確認して、そこで証明書が発行されるといったところになります。

それによりまして、減免期間のほうは8月分から翌年3月31日分までといったところで考えておりまして、復興に必要な期間といったところをお願いをしているわけでございます。

第6条にもございますように、8月分の保育料は既に納入をされておりますけれども、こちらのほうは還付のほうをしたいと。申請期間は翌3月末までを原則としておりまして、やむを得ず申請がおくれた場合においては認めることにしたいと考えております。

以上、第18号議案の説明を終わります。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

今回の大雨よっての措置です。何か御質問等ありましたらお願いいたします。

○こども未来課長

すみません、補足の説明でございますけれども、こちら被害の状況でございますけれども、各施設のほうに問い合わせたところ、一番最後のページのほうでも、議会の臨時補正のほうにお願いをしたいと思っておりますけれども、11番の1番、認定こども園関係で90人のお子さん、幼稚園が3人さん、それから、保育園もございまして、合計で約100名前後のお子さんが被災をされているんじゃないかと考えております。

以上です。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

何か御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、第18号議案についてこのとおり可決をしたいと思っておりますけれども〔「異議なし」と声あり〕。

じゃ、このとおり可決ということになります。ありがとうございました。

それでは、追加の議案ですけれども、これも大雨に関するものばかりです。

まず、第22号議案の武雄市令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る放課後児童クラブ利用料の減免基準を定める要綱について御説明をお願いいたします。こども未来課長お願

いします。

○こども未来課長

それでは、3 ページ目となります。

第 22 号議案の武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る放課後児童クラブ利用料の減免基準を定める要綱でございます。

こちらにつきましても、内容等につきましては保育料のほうと一緒にあわせております。ですから、全壊の場合は全額免除、大規模半壊の場合は全額免除、3 の半壊の場合は 5 割減額、床上浸水の場合は 5 割減額といったところで、こちらにつきましても 3 月 31 日までの利用料の減免を行うといったところで、罹災証明により被害状況は確認をし、減免を行うといったところで考えております。

説明につきましては以上でございます。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

先ほどと同じ内容ですけれども、何か御質問等ありましたらお願いいたします。〔「なし」と声あり〕。

よろしいですか。〔「異議なし」と声あり〕

じゃ、第 22 号議案も可決ということでお願いいたします。

次は、第 23 号議案と第 24 号議案は生涯学習関係ですので、一緒をお願いいたします。

○生涯学習課長

それではまず、第 23 号議案 武雄市自治公民館建築費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

5 ページの新旧対照表のほうで御説明いたします。

まず、現行の第 2 条に補助対象事業及び補助金の額として、自治公民館の新築また増改築等に対する事業内容、補助金の額、補助限度額を定めております。

今回の改正におきましては、まず第 2 条に補助対象事業を明記しております。第 1 項に補助対象になる経費、また第 2 項におきましては補助対象外経費を、これまでは内規のほうで定めておりましたが、これを要綱の中に入れております。

第 3 条には、補助金の額について明記しております。新築部分については、工事費が 200 万円以上の新築については 3 分の 1 以内の額で、補助限度額 200 万円を上限として補助金を交付するもので、変わりはありません。

今回改正した部分ですが、増改築について、現行、工事費が 50 万円以上の増築、改築または修繕につきましても 3 分の 1 以内の補助額ということで、100 万円を上限として交付するものですが、今回の自然災害を受けまして、自然災害の場合は、自治公民館においては、例えば、床上・床下浸水とか、土砂災害等により、突発的な災害で自治公民館活動ができなくなるという状況に陥りますので、通常増改築となれば地区の公民館で積み立てをしながら計画的に対

応できるんですが、このような自然災害にあつては、いきなり災害に遭われて、自治公民館活動がストップしてしまうといったようなことがございますので、今後の災害対応等を含めまして、工事費の現在 50 万円以上という部分を、補助基準額を 10 万円以上と引き下げまして、幅広い地区が対象になるように補助金を交付したいということでございます。

6 ページの下のほうに提案理由を書いておりますが、自然災害により被災した自治公民館等については、自治公民館活動の早期再開のために緊急的な修繕が必要であり、補助対象基準額の引き下げによる財政支援を講じるために改正するものでございます。

なお、第 3 条第 2 項において、他の補助金等につきましては控除するとなっておりますが、自然災害におきましては損害保険料についてもその部分は事業費から控除すると明記をしたところでございます。

以上でございます。

7 ページのほうをお開きください。

武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る自治公民館等に対する災害見舞金の基準を定める要綱の創設ということでお願いをしております。

今回の災害により被災された自治公民館等に対して見舞金を給付するという形でしております。

第 2 条のほうで、床上浸水した自治公民館に対しては 5 万円、床下浸水の自治公民館に対しましては 1 万円ということで、この額につきましては福祉課所管の災害見舞い金の分の額と同額という形で定めております。

一番下の提案理由のところ、被災した自治公民館に対して、自治公民館活動の早期再開を図るための見舞い金を給付するものでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

第 23 号議案は自治公民館の建築費の補助、それから、第 24 号議案はお見舞金ということで説明をしていただきましたけれども、何か質問等ありましたらお願いいたします〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

それでは、異議なしということですので、このとおり可決ということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次は第 25 号議案 武雄市令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る重要無形民俗文化財保存事業補助金交付要綱ということでお願いいたします。文化課長お願いします。

○文化課長

8 ページをお願いします。

第 25 号議案について御説明いたします。

提案理由としましては、被災した重要無形民俗文化財を途絶えさせないように、被害が生じた道具等の購入、修理について補助を行うために要綱を制定するものです。

対象は、重要無形民俗文化財を保存し、伝承するために必要な衣装、道具類等の購入及び修理に要する経費で、予算の定める額を保存会へ補助するものです。

以上でございます。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。何か質問ありましたらお願いいたします。A委員さん。

○A委員

補助金ということですが、当然、補助金という以上は全額ではないわけですよね。その基準的なことはありますか。

○教育長職務代理人

文化課長お願いいたします。

○文化課長

今回は、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に限った要綱としております。通常の補助金の要綱といたしましては、対象経費が30万円以上で、補助金額は10万円という打ち切りにしておりますが、今回の災害に限りましては、急な災害で十分な積み立て等もないために、やはり文化財を途絶えさせないようにするために必要な部分については全額の補助を考えております。

○教育長職務代理人

全額ということですね。A委員さん、よろしいですか。

○A委員

はい。

○教育長職務代理人

かなりの額になるかもわかりませんが。

じゃ、これもよろしいですか〔「異議なし」と声あり〕。

じゃ、第25号議案も可決ということでお願いいたします。

全ての議案を可決いたしました。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

協議事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の聴取についてということで、事務局より説明をお願いしてよろしいですか。教育総務課課長代理お願いします。

○教育総務課課長代理

教育総務課のほうから、9ページの1番と10ページの1番について説明をさせていただきたいと思います。

今回の災害に伴う予備費の対応としまして、9ページの1番、橘小学校の給水仮設応急対応工事を行っております。

また、10ページの1番のほうなんですけれども、橘小学校のポンプ室の浸水に伴う復旧工事及び朝日小学校のグラウンド浸水による真砂土の流出と土砂流入に伴う復旧工事費を補正額としてつけさせていただいております。

教育総務課からは以上です。

○教育長職務代理人

ほかにないでしょうか。

○学校教育課参事

続けて、学校教育課です。

9ページの2番と10ページの2番について説明をいたします。

9ページの2番につきましては、北方学校給食センターの備品の修繕費でございます。

今回の大雨により、北方学校給食センターの冷凍庫、冷蔵庫の室外機のほうが故障いたしまして、その修繕に係る費用でございます。冷凍庫の室外機につきまして17万3,178円、冷蔵庫の室外機につきまして36万8,139円ということで、合計54万2,000円について予備費のほうからの対応で予算をお願いしているものです。

10ページの2番の災害救助費（教科書・副教材・学用品等の給与）でございます。

今回の大雨の被害によりまして、教科書や副教材、学用品などが破損しまして、また汚損いたしまして使えなくなったものにつきまして、災害救助費のほうから必要なものについて給与するものでございます。

教科書につきましては、小学校、中学校合わせまして全体で149冊ほど、金額としては6万5,000円。副教材につきましては、いろいろなドリルとかワークなどでございますけれども、小学校、中学校合わせまして98冊で予算立てをしておりましたけれども、実際にはその後、追加がありまして101冊ということになっております。こちらの分が5万3,000円。それから、学用品等といたしまして、ノート、鉛筆、筆箱、ほかに、体操服ですとか、習字道具、裁縫道具、リコーダー、そういったものにつきましての給付に係るものでございます。こちらの分が52万2,000円。対象が小学校、中学校、合わせまして79人ほどの児童・生徒がおられました。こちらを全部合わせたところで64万円につきまして災害救助費のほうで給与するというところで計上しているものでございます。

以上です。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

次に、生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課のほうは、9ページの3番、10ページの3番、4番、11ページの2番、3番に

ついて御説明いたします。

まず、9ページと10ページに分ですが、北方公民館につきましては地下機械室が浸水したため、空調設備、トイレ用受水槽、浄化槽ブロワー、浄化槽ポンプ制御盤、消火ポンプが稼働できなくなっております。ということで、空調やトイレの利用というのができなくなっている状況でございます。

まず、予備費の対応につきましては、9ページの3番ですが、合併浄化槽の仮設電源工事12万6,000円、給排水応急工事ということで10万1,000円。まず最低限トイレを使えるような状況ということを考えまして、災害復興にすぐに取りかかったもので、予備費で対応をしたところでございます。

10ページにつきまして、専決処分の予算の方ですが、北方公民館の復旧工事、浄化槽ブロワー応急復旧につきましては63万6,000円ということで、専決処分いただいた後に応急復旧をいたしまして、現在トイレのほうは利用できるようにはなっております。ただ、浄化槽の自動制御が故障しておりますので、浄化槽の入り切りについては、職員で毎回定期的に操作することになります。

あと、専決処分で挙げている部分が、被災設備の実際の状況調査ということで、これは本復旧に向けた基礎調査、設備の被害状況であるとか、今後の工法の検討、事業費の算定、そういったところを業務委託として、予算額としては211万2,000円でございます。この結果に基づいて今後の方針を定めていきたいと思っております。

先ほど御説明しましたように、空調が使えないという状況でございます。12月からは冬場になりますので、暖房機器ということで大型ストーブを配置してホールと公民館等だけでも利用できるような形で借上料を15万円しております。あと、消防設備の消火栓が使えない状況でございますので、消防署と協議しました結果、まずは部屋ごとに消火器を置くことで火災の対応ができるようにしておくものです。

こういうことに伴いまして、北方の文化ホールにつきましては、まず今年度は当然使えない状況ですので、使用中止としております。来年についても本復旧の状況によっては長引くことも考えられ、当面は文化ホールのほうは利用できないというふうな状況になっておりますので、予約されていた方にはお断りを入れているところでございます。

それと、4番のほうですが、北方運動公園のトイレ復旧工事ということで、これも専決処分をお願いしております。これも浸水により合併浄化槽ブロワーの取りかえが必要となっております。現段階ではまだ仮設トイレで対応しておりまして、早急に発注して修繕したいと思っております。

それでは、11ページのほうの2番と3番でございます。

2番、先ほど御説明しました自治公民館建築費等補助金でございます。

今回の8月豪雨災害で被災した修繕に対する補助金ということで増額の補正をお願いするものでございます。

済みません。修正をお願いします。現在「75万1,000円」となっておりますが、この数字を「81万8,000円」に修正をお願いいたします。

右側の対象地区のほうに朝日町の川上、武内町柿田代、東川登町南永野、北方町追分の4地区を書いておりますが、これに加えて朝日町の北上滝自治公民館についても修繕をされるということでございまして、その分で81万8,000円としております。

財源につきましては、寄附金の災害支援金を充当するようしております。

それと3番、これも先ほど説明しました自治公民館等に対する災害見舞金でございます。

これは今、「30万円」としてありますが、「37万円」に修正をお願いいたします。済みません。

これは、床上浸水した自治公民館が5地区、床下が12地区ということで、床上に対しては5万円、床下に対して1万円ということで、合計37万円になります。これにつきましても財源としては災害支援金を充当していきたいと思っております。

以上です。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

こども未来課長をお願いします。

○こども未来課長

同じく11ページの1番でございます。

今回の9月21日の臨時議会の補正のほうには、先ほど申し上げました保育料の減免に対しまして、教育保育給付費のほうで395万円をお願いしております。一般財源というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては次年度、令和2年度に精算をいたしまして、国、県等の補助が充てられるといったところになります。

民生費と教育費と、3款と10款に別々に計上しますけれども、合計金額としては395万円でございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

文化課長。

○文化課長

11ページの4番をお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました補助の要綱に係るものです。

今回、国指定、県指定、市指定の重要無形民俗文化財が9件ございますが、このうち1つがこの分の対象になります。対象としましては、志久七囃子浮立のほうです。こちらのほうが、衣装や傘鉾の垂れ幕や小道具が被災をしております分につきましては、保存会のほうで対応をされたということになっておりますが、小鼓、大胴、締太鼓、計11点につきましては保存会

のほうでの修理が厳しいということで、これにつきまして修理の補助金を出すものです。77万円ということで、この分、また寄附で受けました災害支援金を充当しております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

生涯学習課長。

○生涯学習課長

修正をお願いします。

11 ページの2のほうで自治公民館の建築費等補助金、先ほど「81万8,000円」と申しましたが、「81万7,000円」に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかに訂正等ないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

武雄市でこの前の水害で発生しました災害の件でいろいろこういうふうにして多額の費用がかかると思いますが、早く復興しますように、皆さんよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、この件につきまして何か質問ありましたらお願いいたします〔「なし」と声あり〕。

よろしいでしょうか〔「異議なし」と声あり〕。

そしたら、よろしく願いいたします。

次に、報告事項です。

まず、一番最初の令和元年度武雄市の教育についてお願いいたします。

○教育総務課課長代理

令和元年度武雄市の教育について、先日、皆様方のほうにオレンジの冊子をお送りさせていただいていたかと思えます。

7月末の子ども教育会議で、新しい教育大綱が決定されましたので、その新しい教育大綱「組む」も踏まえまして、本年度の武雄市の教育を作成いたしております。

その中で、次の報告事項に挙げておりますけれども、評価委員会を行っております、評価委員の皆様より評価をするに当たって具体的施策の事業の目標数値設定のあり方について、目標数値がわかりづらいので工夫をしてほしいという意見が幾つかの事業でございました。この意見を受けまして、令和元年度の武雄市の教育の具体的施策と目標数値について、早速本年度の事業から見直しを行っております。お手元にありますこの冊子の14ページ、黄色のところから具体的施策が始まるんですけれども、この中の基本目標のⅠとⅡについて幾つか事業の見直しを行わせていただいております。

具体的施策と数値目標については、4月の定例教育委員会のほうで既に御承認をいただいて

おりましたが、見直しについて御了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○教育長職務代理者

武雄市の教育についてでしたけれども、何か質問等ありましたらお願ひいたします。

○D委員

今の具体的には見直しはどこ。

○教育総務課課長代理

目標 I の重点事項に結構あるんですけども、後ほどお示しをしたいと思います。

○教育長職務代理者

じゃ、具体的には後で説明するという事です。

何かほかはないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

それでは、2番目の令和元年度武雄市教育委員会点検評価報告書についてです。お願ひします。

○教育総務課課長代理

令和元年度武雄市教育委員会点検評価報告書について説明いたします。

これも冊子でお送りさせていただいておりますが、平成 30 年度に実施した教育委員会の各種事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づいて、今年度 7 月 17 日から 3 回にわたり、外部の委員さんにより評価委員会を開催いたしております。評価委員長には佐賀大学の甲斐今日子先生をお願ひし、委員の皆様方に点検及び評価を行っていただいております。

この冊子の 4 ページ、5 ページのほうに評価委員会からいただいた意見の意見書をまとめまして載せております。

今年度は、子どもの安全・安心について、交差点での事故や通学路での事件等を受け、通学路の安全点検や教職員の働き方改革等についての御意見をいただいております。この点検及び評価結果を今後の事業の充実、推進へつなげてまいりたいと思っております。

なお、この評価委員会の報告書は議会に提出するようになっておりますので、議会にも提出いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

点検評価の報告についてでした。はい、お願ひします。

○A委員

回数は少なかつたと思うんですけども、委員会そのものの活動も非常に詳しくされているんだなと思って、非常に好意的に見ました。

28 ページで、生涯学習の評価の中で「C」と「B」の評価があつて、それが全体的に

「B」になっているということですが、これは私個人の感想なんですけれども、非常に好ましいなど。大体「A」が多いわけなんですけど、きちんと見られて、なかなか勇気が要ったことじゃなかったかなと思うんですけれども、「B」「C」があって、それが、やっぱり次年度の活動につながっていく契機に恐らくならないかなと思うんですよね。そういう意味で率直に評価をいただいた点について敬服すると同時に、また次年度も、このような姿勢もあわせて持っていただければなというふうに思います。

以上です。感想です。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

ほかにないでしょうか。D委員さん。

○D委員

教育長さんのお話から文章で今見つけきらんでおとすけど、武雄市の働き方改革の取り組みが県内でも大変評価を受けていて、先行的な取り組みだということがどこかに書いてあったと思うんですけど、具体的にされたことをもう一回、夏の学校勤務あたりのことかなとは思いつつも、よかったら具体的な取り組みを教えていただければありがたいかなと思いますが。

○教育長職務代理人

学校教育課長。

○学校教育課長

まず、働き方改革については、いろいろな会議の中で話をしたり、校長会でも話をしたりしています。その中で、夏、お盆の8月13日、14日、15日の3日間を学校閉庁日ということで、通常の学校の勤務を職員が行わない日ということで、保護者の方にも御理解をいただいて取り組んでいるところです。

そのほかに、タイムレコーダーを昨年度、全小・中学校に設置をしておりますので、先生方の勤務の状況というのをきちんと把握をして、それに対してどういう手を打たなければいけないのかというところを現在話し合いを進めているというような状況でございます。

○D委員

基本的には日直であったりとか、管理職が勤務したりして、できるだけ休んでもらうような今までがあったところを、極端に言えば夏季休暇あたりで積極的に休みをとってもらったという形になったということですか。

○教育長職務代理人

学校教育課長。

○学校教育課長

学校閉庁日に関しては、誰も勤務していない状況というところなんです。管理職等が残ってするというのではなくて、もちろん強制ではありませんので、来たいという人は来てもいいわけなんですけれども、基本的には誰も残っていない状況です。

○D委員

すばらしい取り組みだと思ったので。ありがとうございます。

○教育長職務代理者

教育長。

○教育長

D委員さんも若いときは時間関係なしにされていたと思うんですね。昨晚もある学校にちょっと寄ったら、やっぱり8時過ぎていたんですけど、教室にぼつぼつと5つ、6つ電気がついていてるんですよ。それを見て地域の方は昔やったら、わあ、先生方も遅くまで頑張ってくれていると、本当に子どものためだなということで、一生懸命なればなるほど地域の人も信頼されていたんですか、実質やっぱりメンタルを病んだり、体調を崩したりする先生がたくさんいらっしゃるわけです。そうすると、やっぱりそれは子どもたちのためにもならんだろうという考えに少しずつ変わってきているということと、PTAも市もそうですし、県の連合PTAも一緒に取り組みましょうということを言ってもらっていますので、今後さらにその辺は効率よくやっていかんといかんだろうと思います。

ただ、働き方は改革しましょうと言いながら、教職員の数は実質なかなか増えないので、根本的にはその辺で少しやっぱりゆとりが出ないと、本当の改革はできないんじゃないかなという気もしますけれども、その辺はこれからも大きな課題だろうと思っています。やれることからやっていくということですね。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにないでしょうか。D委員さん。

○D委員

先ほどのこの評価報告書の中でA委員さんも言われましたけど、この「C」の評価というのもしっかり出されていたので、それは次へ活かしていきたいという思いの中であつたかと思うんですけど、今日スポーツ課のほうに様子を聞きに寄ってきたんですが、29ページあたりで少年スポーツ競技力向上というので、評価「C」でなされていました。今、小学校でスポーツプログラムだったか、小学校で学校独自のいろんな取り組みで子どもたちの活動がなされていることも小学校あたりで聞いたことがありますし、各学校独自で取り組みをされているというのはありがたいことかなと思いつつ、幼稚園、保育園、要するに今3歳、4歳ぐらいから、早くからスポーツして体を壊しては話にならないんですけど、スポーツに親しむという意味では、幼児のスポーツであつたりとか、小学校からスポーツに親しむということで、武雄市内も今回、国民スポーツ大会であるとか、世界の大会であるとか、表彰にも名前が挙がっていたようなすばらしい若者たちが育っているので、プロであつたりとか、そういう人たちの話を聞く機会を小さいときに関心を持たせるという意味では、教室ばかりではなく、スポーツ教室というのが、体を動かすだけじゃなくてもそういう先輩たちを呼んだりとか、アスリートを招聘することで

希望とか、夢につながるかなと。

佐賀県も、SSPの取り組みなんかピラミッド構想で、今回の東京オリンピック・パラリンピックには間に合いませんけど、次のオリンピックとかも、武雄市からでもそういう子どもたちが、表彰に上がっているような子どもたちもどんどん出てきているので、そういうのもぜひ、積極的に取り組んでいただければいいかなという思いをしたので、感想ですがよろしくお願ひします。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。教育長お願いします。

○教育長

感想を言います。

昨年度が一番大きなものは、スポーツ関係を首長部局に移したという、これが結局プラスにならないといけないわけですね。そういう面では、大胆なスポーツのイベントなり事業をいろいろやるんじゃないかと。どうしても学校スポーツに偏りがちだったということはあったと思うんです。そこは、ですから、今年度のスポーツに関する評価もあるわけですがけれども、来年度からは、いわゆる学校スポーツだけに限って評価になろうと思うんですね。そこは一つ大きな変わり目だったということ。

もう一つは、幼児のときから関心を持たせてという、そこは、これまで確かに余り取り組んでいなかったような気がします。幾つかイベント的にはやっていたかも知りません。いわゆる保育園、幼稚園に任せていた部分もあっただろうというふうに思います。そこは一つ今度の課題だろうと思います。

それから、十二、三年前から県の保健体育課が、スポーツチャレンジというのをされた。これは武雄市は積極的に取り組んでくれということで校長先生方にもお願いして、つまり、どの子ども体力をつけんといかんのだと。競技スポーツだけじゃなくて、どの子どももしっかり体力も必要なんだと、そこを意識して取り組まんと、15年後、20年後、体力を鍛えようと思っても無理なわけですから。その意味では、今、県でされているスポーツチャレンジというのは、楽しみながら体力をつけられるという意味では、もっと進めていきたいなというふうに思ったりしています。

今いろんな民間のスポーツの支援といいますか、行政との連携とか、いろいろ今考えられてやられていますので、さらにやっていきたいと思います。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

そしたら、次の③の令和元年度全国学力・学習状況調査について、学校教育課長。

○学校教育課長

全国学力・学習状況調査の結果について御報告いたします。

平成 31 年度の全国学力・学習状況調査及び佐賀県学習状況調査の結果を 9 月 13 日に公表しましたので、御報告いたします。

この調査結果は、日々成長している子どもたちの現時点の一面であり、今後の取り組みの資料とするというものです。

昨年度からの変更点として、全国学習状況調査については、国語、算数、数学科において、これまでの A 問題、B 問題の区別がなくなり、知識に関する問題と活用に関する問題を一体的に問う調査となりました。

また、中学 3 年生においては、3 年に 1 度の、英語の「話す」ことの調査も実施されました。

小学校では、国語、算数ともに全国平均、県平均とほぼ同等となっています。中学校では、国語、数学、英語ともに、全国平均を若干下回っている結果となっています。今後、市教育委員会として校長会等を通じて、この結果について、誤答の分析などを行い、指導方法の工夫、改善をさらに進め、家庭学習の計画的な取り組み、読書活動の推進等を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

学校教育課長より、学力調査について説明をしていただきましたけれども、この結果の冊子を見て、何かお気づきの方、感想等ありましたらお願いいたします。A 委員さん。

○A 委員

厳しい結果になっている面もあったかなと、率直に思いましたが、見ていて、例えば地域の行事に参加する子どもたちが県の平均と比べては多かったり、そういうのがあって、図書の数もそうだったと思うんですけども、非常に希望につながる面もあったかなという感想も一方では持ちました。

この前、ニュースをチェックしていたら、人間は、1 日に大体 6 万回思考するそうなんです。そのうち、否定的な見方をするのが大体 80% だと。1 日大体マイナスの思考で人間は捉えていると。だから、やっぱり人間として成長するためには、肯定的な思考を持たなければいけないというのがニュースで、アメリカの大学の研究結果として紹介がしてありました。

考えてみると、やっぱり武雄市の小・中学校で学ぶ子どもたち、ぜひ自己肯定力をつけるような、単純に学習だけに限らず、他の市町と比べて武雄市はいろんな仕掛けがあっているんじゃないかなと、周りから見ても思うんですけども、より一層、そういう自己肯定につながるようなあり方を、各学校、それから全体のところで、1 つでも 2 つでもさらに生み出していればなというふうに感想を持ちました。きっかけはいっぱいこの中にあったんじゃないかなと思います。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにはないでしょうか。B委員さん。

○B委員

ちょっと感じたことなんですけど、小学生は大体全国平均と同じぐらいということだったんですけど、中学生のほうがそれよりちょっと、英語とか国語も若干低いというので、アンケートのほうを見ていると、中学生で昼休みや放課後に学校図書館や図書館に行きますかというので一番多いのが、「ほとんどまたは、全く行かない」という割合がすごく多くて、やっぱり本に親しめていないのかなという感じがします。文章、読解力とかそういうものの結果にもつながるのかなと思うので、東川登小学校ですかね、新聞を活用したN I E教育をやられていて、そういう新聞活用はすごくいいなと思うんですけど、東川登小学校はN I E教育の指定校になっているんですかね。そういうところを、もうちょっと武雄市全体の学校で増やせればいいかなとも思うんですけど、また先生たちの負担になるのかなとも思いながらという感想を持ちました。

○教育長職務代理者

何か学校教育課長ないですか。

○学校教育課長

やはり今、委員おっしゃるように、読解力というのは非常に大事で、問題の趣旨を捉えることができるかどうかということにつながると。これは、国語だけではなくて、算数、数学、英語にしても、問題の趣旨を捉えるためには読解力がどうしても必要になってくると思います。

その中で、今後も読書活動については推進をしていきたいと思いますし、さらに力を入れて読書活動を推進していきたいと思います。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

ほかに、何かないでしょうか。教育長。

○教育長

ちょっと加えていいですか。先ほどのN I E教育は、新聞各社が、協会が募集していきまして、応募して、そしてやっぱり県内で何校というぐらいの割合で、つまり新聞を全員分やったりしますんで、そういうふうになっているみたいですね。2年かな、交代で。

○B委員

東川登小学校が独自に応募して、こういう形になったということですね。

○教育長

そうですね。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

何かほかにお気づきの点がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、次の項目に行きたいと思います。

キッズウィークについて、お願いいたします。

○教育総務課課長代理

お手元にピンクのチラシをお配りしているかと思えます。

今年度も武雄市ではキッズウィークを開催いたします。10月11日金曜日を学校休業日といたしまして、12日、13日、14日と、合わせて4日間がキッズウィーク期間となります。

チラシの後ろのほうにいろんなイベントのほうが載せてありますけれども、これに載らないイベントもたくさんありまして、一番下の特設サイトのほうでご覧いただけるようになっておりますので、ぜひ見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

昨年からはまったキッズウィークについてです。何か質問等がありますでしょうか。C委員さん。

○C委員

うちの職場でも、これが話題になるかなと思ったら2人ぐらいでしか話題にならなくて、子どもがいらっしゃるところは持って帰ってきたのでいいんですけど、企業に配られたりとかは。

何かもう少し、すごくいいことだと思ったり、何となくほかのスタッフのいろいろ、この辺の企業さんに行っている方たちも多かったので、ちょっと調査をしてみたんですけど、初めて聞いたというふうな感じで言われてあったので、すごくいいことですし、武雄がすごく盛り上がるかなと思うので、子どもたちが親と一緒にというのはですね。そして、すごくいい時季でもあるので、もっともっと宣伝をしていただけたらいいかなと思いました。

○こども教育部長

このキッズウィークの取り組みは、今うちのほうで言ったんですけど、このチラシを見てもおわかりだと思うんですけど、企画政策課が問い合わせ先になっているんです。これは全体的にこども教育部も当然取り組んでいますし、営業部の商工観光課も、商工会議所とか、企業の方の御理解を得るために、このチラシかどうかは私もはっきりわからないんですけど、こんな制度で武雄市としては取り組んでいますので、御協力をお願いしますとか、当日のこの後ろのチラシにもありますように、いろんなイベント、企業さんの温泉券とか、そういったものもお願いして、今回は2年目になりますので、去年よりはさらにその辺、内部の連携、外部にはまだ強くアピールしていく必要があるというふうには認識はいたしておりますので。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

昨年度は1年目でちょっと遅れた感がありましたけれども、今年度はよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

それでは、図書の選書についてです。

前もって配られておりましたので、何かお気づきの点がありましたら。よろしいですかね
〔「なし」と声あり〕。

こういう本が入っているということです。

それでは次、各課からの報告です。何か、委員さん方からわかりにくかったとか、何かお聞きしたいことがあったらお願いいたします。

また、事務局のほうより何か追加説明がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか
〔「なし」と声あり〕。

当分、水害の後遺症でいろいろ行事等も大変だと思います。よろしくをお願いします。

この計画でよろしくをお願いいたしたいと思います。

そしたら次の、次回の開催日ですけれども、10月23日水曜日です。冊子では58ページに書いてありますけれども、15時から4階会議室とのことです。58ページに書いてあります。

58ページのところは9日、23日、17日と入っていますけれども、これは日程的には……

〇〇委員

おくんちの日に開催されると。

〇教育長職務代理人

おくんちと重なるわけですね。

〇〇委員

結構毎年雨にはなる確率が……

〇教育長職務代理人

そういうことことですけど。

〇〇委員

一応、おみこしが小学生全員、中学生もでしたね。中学校も去年は多分休み。

〇教育長職務代理人

午後から休みかな。

〇〇委員

もう丸一日。そして、土曜日がバザーが多分、武雄市は。

〇教育長職務代理人

何か差しさわりがありますかね。

〇〇委員

いや、大丈夫です。

〇教育長

じゃ、変えましょうかね。

〔日程調整〕

〇教育長職務代理人

では 24 日ということで、もし都合が悪くなったら連絡をよろしくお願ひいたします。

○教育総務課課長代理

時間は。

○教育長職務代理者

15 時からですね。

では、1 日下がりますして 24 日 15 時ということでお願ひいたします。

それでは、その他で事務局より。

○教育総務課課長代理

お手元に委員さんあてに市町村教育委員会研修協議会の開催案内をお渡ししているかと思ひます。

日程が 11 月 5 日から 6 日、鳥取市のほうで開催されるようになっております。うちの予算が二、三人分旅費がありますので、ぜひ参加したい方がいらっしゃったら、今週末、27 日金曜日までに私のほうに御連絡をいただければと思ひます。これが県への回答期限が週明けの月曜日、30 日になっておりますので、金曜日までに連絡があられた方の分を申し込みたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それともう一点、学校訪問スケジュールということで、10 月末から 11 月にかけてまた始まりますけど、再度確認というところでお渡ししております。最初は 11 月 1 日に予定を組まれていた分は 10 月 25 日に変更になっております。そこら辺も踏まえて、また追加とか、ここは行けないとかいう御連絡がありましたら、私のほうか学校教育課の森先生のほうに御連絡をいただければと思ひますので、御確認よろしくお願ひします。

それともう一点、第 12 号議案で取り扱い注意で今日資料を用意しておりましたけれども、こちらは個人情報等もありますので、今日は回収させていただきたいと思ひますので、机の上に置いて帰られてください。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

以上で今日の予定された内容は全部終了いたしました。

○教育長

紹介をしておきます。

まず、黄色は「ペコロスの母に会いに行く」ということで、28 日の土曜日ですけれども、子どもたちも招待で出ていますが、他の人は 2,000 円ということで、若干空きがあるようですので、都合がつかれたら。

これは滅多にないことですが、もう一つはニュースリリースで、武雄中学校で 10 月 8 日にレアメタル、銅の話と実験ということで、武雄中 1 年の生徒と、何かおもしろい勉強があるようです。希望されたら、こそっと忍び込めるかわかりません。紹介しておきます。

○教育長職務代理者

参加というか、見に行く申し込みはしなくてもいいんですね。

○教育長

校長先生にこそつとっておったらいんじゃないでしょうか。おもしろい、滅多にないことです。

○教育長職務代理者

ということです。よろしいでしょうか。

ほかにないでしょうか。E委員さん。

○E委員

済みません、時間が押し迫っているときですけど。

豪雨災害の対応について、スクールカウンセラーを朝日・橘・北方小・中学校に大幅増員をして派遣していただいているということなんですけど、実際に子どもさんたちの状況、様子などがどうかお聞きしたいなと思って。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

スクールカウンセラーの状況についてですけれども、災害がありましたその後の9月2日、3日、4日、5日、6日、この週にかなりスクールカウンセラーの先生方が緊急に県の教育委員会から派遣していただきまして、入ってもらっています。例えば、朝日小学校ですと、9月3日には3名のスクールカウンセラーの方が入って、橘小学校には1名、北方小学校には1名、北方中学校には1名と、そういった形で継続して今後も入っていただいています。

そして、子どもたちの様子ですけれども、最初はやはり、災害ごみを見たらちょっと思い出してしまった子とか、保護者の方からなかなか離れきれなかったとか、低学年の子どもさんとかはですね。そういう子どもさんがいらっしゃるというような報告を学校のほうから受けています。そういったこともあって緊急にスクールカウンセラーを手厚く配置したところがございます。

その後については、学校との連絡を取り合いながら、現在のところは週に1回が多いです。それも緊急対応ということで入ってもらっています。大体は月に1回程度ですので、厚く入ってもらっているところです。

気になるお子さんがさらにいらっしゃるようであれば、連絡をいただいてすぐ対応するという体制はとっております。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

E委員さんいいですか。

ほかに。A委員さん。

○A委員

ニュースで見たんですけれども、ほかの水害のときは、実際に被害に遭った当日、それ以降については保護者の方あたりがとにかく後片づけで物すごく大変なんですよね。特に床上が来たところは1階が当然使えないから、2階があれば2階で過ごすとかということでしょうけれども、その中で、特に低学年の子どもたちが非常にストレスを抱えてしまうと。ニュースで見たときには、学校が授業としてなかなか再開できづらい面もあったので、先生たちが融通して子どもたちの面倒を、その間ちょっと預かって見るとかというのが自主的にあっていて、子どもたちに笑顔が、その時間帯はあってよかったというのを見て、ああ、そうだなと。スクールカウンセラーの方が入られて対応が非常によかったんじゃないかなとは思いますが、特に武雄は水害の常襲地帯、30年前も実際にあったし、本年度もまたあって、今の異常気象の中では、いつまた何があるかわからないと。そういう中で、やっぱり先生方の組織的なことで子どもたちを面倒見るようなことがあれば、すぐ対応がされて、もちろん途中、車両で行けないとかいうこともあるでしょうけれども、そういう自主的なつながりがあっておけば、子どもたちの笑顔を確保するという点では非常にいいのかなと思ってニュースを見ておりました。平生から、先ほど働き方改革のことでお話があっていて、その一方でそういうことをしなければいけないわけなんですけれども、そういう何らかの形で、そういう実質的というか、武雄市独自の対応としてあれば非常にいいのではないかなと思って感想を述べさせてもらっています。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

○教育長

今のは、先生方が自主的に別の時間に子どもたちと過ごす時間をとられたと。

○A委員

その地区の子どもたちを集めて、そういう活動できる場所で、ちょっと遊びをしてみるとか、ちょっとした音楽的な要素があればそうでしょうけれども、そういうのがあって非常に好意的にそういう報道がなされていたので、ああ、そうだなと、先生方も御自宅が被災とかされていたら当然大変なんでしょうけれども、そうじゃない先生も多分いらっしゃると思うので……

○教育長

それは平日外、土日ですか、放課後とか。

○A委員

学校が再開できない間の対応じゃないかなと思うんですよね。

○教育長

今回もボランティアで子どもたちを預かりますというのは何回か案内を紹介されていました。今回は特に思ったんですけど、つまり学校が避難所になると、特別な事態だということで、特

別な事態で、東日本は非常に長くそれが続いて、先生方も相当な御苦勞をされたと思います。やっぱり特別な事態となると、こっちも校長先生に無理して、またお願いすることも出てくるわけですね。ですから、そのあたりは武雄市ではひどいほうの災害だと思いますけれども、どういうときにどれだけお願いできるかというのを非常にしっかり考えておかないといけないなということですね。

第一避難所、第二避難所としておっても、やはりほとんどのまちが中学校が絡んできますし、公民館も当然。

○A委員

冬場とかになったら受験生がやっぱりナイーブになっていくとか、そういう点もあるでしょうから、やっぱり通年起こり得るものとして考えておったほうがいいのかなとは思いますが。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

それでは、時間も5時5分前になりましたので、これで終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

今日は議題もたくさんありましたけれども、何とか時間内に終わることができました。どうもありがとうございました。終わります。

午後4時55分 閉会